

# 和歌山工業高等専門学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 12 月 17 日 制定

いじめが、いじめを受けた学生等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、学生の尊厳を保持するため、和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定.）、独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等対策ポリシー（平成 26 年 3 月 27 日 独立行政法人国立高等専門学校機構理事長裁定）を踏まえ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定める。

## 1. 基本方針

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは本校に在籍する学生に対して、当該学生と一定の人的関係にある他の学生（本校在籍学生等）が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった学生が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) 基本理念

いじめが、本校全ての学生に関係する問題であり、学生一人一人がいじめを受ける、あるいはいじめを行う可能性があることに鑑み、学生が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学内外を問わずいじめが行われないようにするとともに、「いじめを行わず、許さず、放置せず」を念頭に、あらゆる機会を通じていじめの防止に全教職員・学生が組織的に取り組むものとする。

### (3) いじめの禁止

学生はいじめを行ってはならない。

### (4) 学校および教職員の責務

本校および本校教職員は、基本理念に則り、本校に在籍する学生の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止および早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する学生がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

### (5) 組織等の設置

いじめの防止、早期発見およびいじめ事案の対応等に当たるため、「いじめ対策委員会」（本校においては、人権教育委員会の組織をもって充てる。）を設置する。

## 2. いじめの防止

### (1) いじめについての共通理解

- 1) 教職員対象の講演会や研修会を実施し、いじめの態様や特質、原因、背景、指導上の留意点等の基本的事項について、共通理解を図る。
- 2) 学生に対しては、全校集会やホームルーム等で校長や担任等がいじめの問題について触れ、いじめは人間として絶対に許されないという雰囲気を学校全体に醸成する。

### (2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- 1) クラブ活動や寮生活など学校生活における様々な活動を通じて、社会性を育み、他人の気持ちを理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- 2) 通常授業やインターンシップなどを通じて、他人の意見を尊重しながら課題解決できる能力やコミュニケーション能力を育成する。

- (3) 指導上の注意
    - 1) いじめ加害の背景には学業不振や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、いじめの背景となる事象についての理解を深めるために、教職員向け研修会等を実施する。
    - 2) 教職員の不適切な言動が学生を凶らずも傷つけたり、学生によるいじめを助長したりする事実があることを認識し、指導のあり方には細心の注意を払う。
    - 3) 障害のある学生に対しては、状況に応じて情報を共有し、適切な理解と指導・支援ができるように体制を整える。
  - (4) 自己有用感・自己肯定感の育成
    - 1) 高専祭や体育大会等の教育活動全体を通して、学生が活躍でき、他者の役に立っていると感じることでできるよう学生の特性に沿った役割分担を行い、またその功績をたたえる機会を設けて、学生の自己有用感を高めるよう努める。
    - 2) 地域貢献活動、学校間連携活動、ボランティア活動等に参加する機会を積極的に捉え、その活動内容を学外に広報し、教職員はもとより家庭や地域の人々などから認められ、社会の役に立っていると実感することができるようにする。
    - 3) 各種体育大会・コンテスト等における活躍に対して、学生の努力の成果を積極的に表彰する。
  - (5) 学生の自主的な学び・取組の推進
    - 1) 学生会、寮生会を中心に学生自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、学生自身がいじめの防止を訴えるような取り組みを推進する。
3. 早期発見
- (1) 基本的な考え方
    - 1) いじめは教職員の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われるなど、気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識する。
    - 2) いじめを隠蔽したり、軽視したりすることなくいじめを積極的に認知する姿勢を保持する。
    - 3) 学生が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に情報交換を行い、情報共有する。
  - (2) 早期発見のための措置
    - 1) 定期的にアンケート調査を実施する。
    - 2) 学生が抵抗なくいじめに関して相談できるよう、学生相談室、保健室、カウンセラー等について広報し、早期相談の機会を積極的に提供する。
    - 3) 学外機関の紹介を含め、各種支援体制の存在を学生に周知する。
    - 4) 担任による学生との個人面談を適宜実施する。
4. いじめに対する措置
- (1) 基本的な考え方
    - 1) いじめを発見または通報を受けた場合には、特定の教職員で対応するのではなく、速やかに組織的に対応する。
    - 2) 事実関係を正確に把握し、被害学生を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害学生を指導する。
    - 3) 教職員全員の共通理解の下、必要に応じ関係機関や専門機関と連携し、保護者の協力を得て対応する。
  - (2) 発見・通報を受けた時の対応
    - 1) いじめ行為あるいは疑われる行為を発見した場合は、直ちにその行為を停止

- させる。
- 2) いじめ行為を発見または通報を受けた場合、情報を得た教職員は、速やかに学生主事に連絡することとし、学生主事はいじめ対策委員会を招集し、情報の共有、組織的な早期の対応を図る。
  - 3) 加害学生に対して指導を行っているにもかかわらず、効果を上げることが困難で、犯罪行為として取り扱われるべき事案と認められる場合には躊躇することなく所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (3) いじめを受けた学生やその保護者への支援
- 1) いじめを受けた学生から事実関係を調査する際には、心理的負担を軽減する配慮をするとともに、「いじめられた側にも責任がある」というような不適切な言動により、被害学生の精神的苦痛を増大させることがないように細心の注意を払う。
  - 2) いじめの事実を把握した場合、迅速に保護者に連絡するとともに、安全確保と秘密厳守を伝え、不安を取り除くよう努める。
  - 3) いじめが解決したと思われる後も、被害学生が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう継続して細心の注意を払う。
- (4) いじめを行った学生への指導およびその保護者への助言
- 1) いじめ行為を行ったとされる学生から事情聴取を行い、必要に応じて専門家の協力を得て、組織的にいじめ行為を停止させるとともに再発を防止する。
  - 2) いじめは人格を傷つけ、生命・身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
  - 3) いじめの状況に応じて、一定の教育的配慮の下、計画に基づいた特別な指導の他、懲戒処分や警察との連携による措置も含めて、毅然とした対応を行う。
  - 4) 事実関係の把握後、迅速に保護者に連絡し、いじめの事実と学校の対応に関して理解と協力を得るとともに、保護者に対する助言を行う。
  - 5) 指導に当たっては、いじめの背景の多様性に十分に配慮し、懲戒等を一方的に行うのではなく、加害学生が自らいじめ行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育み、人間的な成長ができることを目指す。
- (5) いじめが起きた集団への働きかけ
- 1) いじめは当事者のみの問題ではなく、学生全てに関わる問題であることを理解させるとともに、「傍観者」にとどまることなく、その行為を止めさせる努力をし、あるいは誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
  - 2) ホームルーム等を通して、お互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるように指導するとともに、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しなければならぬという雰囲気醸成する。
- (6) ネット上のいじめへの対応
- 1) いじめにつながるネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除依頼の措置をとる。
  - 2) 書き込み削除ができない場合、重大な被害が生じるおそれがある場合など、必要に応じて地方法務局に助言を求めるとともに、所轄警察署に通報し適切な対応をとる。
  - 3) 情報モラル教育を継続して実施し、ネット利用モラルの向上を図る。

#### 附則

この基本方針は平成 26 年 12 月 17 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。